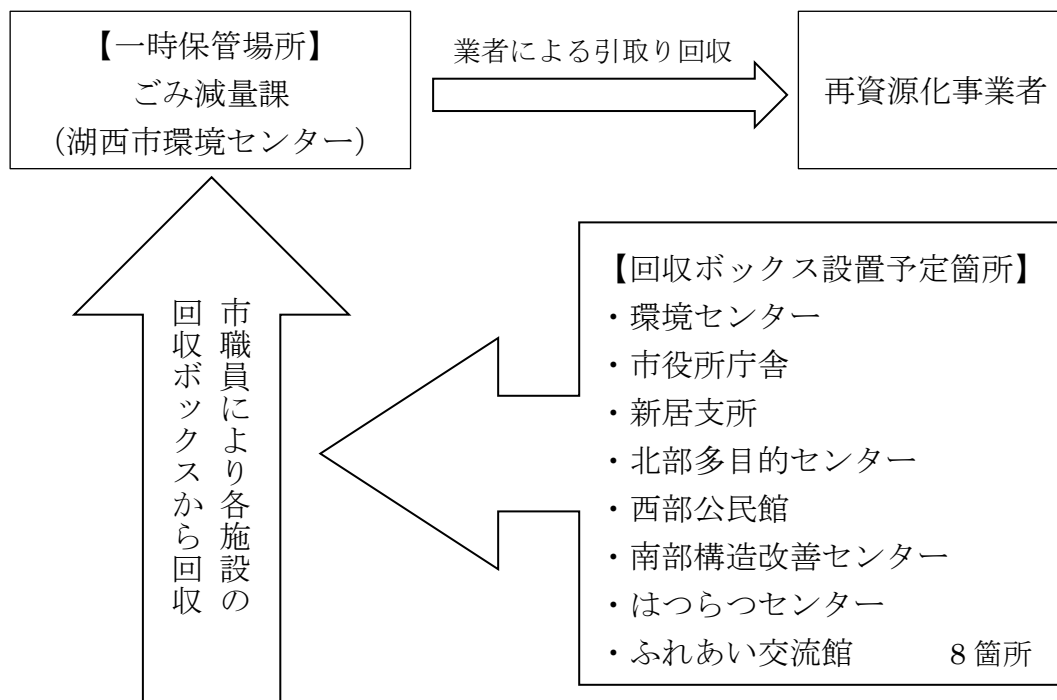


使用済小型家電リサイクル拠点回収事業概要

使用済小型家電は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として処分が行われています。

現状は、鉄やアルミニウム等一部の金属のみ回収され、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されることが多く、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型家電の再資源化を行うものです。



回収対象品目

湖西市において、個別に分別回収を行っていない高品位の使用済小型家電のうち、次の2品目とする。

- ① 携帯電話、PHS
- ② パソコン（モニター、付属品含む。）※タブレット型端末を含む。

回収方法

公共施設の屋内8箇所に回収ボックスを設置し、市職員が、回収して一時保管場所に運搬し施錠のうえ保管する。

※デスクトップパソコンは回収ボックスに入らないため、環境センターでの直接受け取りとする。

回収開始予定

平成27年1月頃